

科 目	基本的人権の基礎（前期）	単 位
		2
担 当	浦田 賢治	
授業内容の概要		
下記の「授業計画」に示したように、「基本的人権の基礎」を、14回に分けて概観する。 講義はまず、「生命・自由・幸福追求の権利」と「法の下での平等」にかかわる問題から入り、こうした人権の各論を学習したあと、いわば人権の総論ともいべき問題に進む。この間授業の事前と事後に、2つの教科書を読むことが求められている。また、いくつかの「研究課題」を教室で示すので、これらについて自学自習し研究して、その成果を然るべき形で発表することが期待されている。		
授業方法		
1 教科書(基礎編および応用編)の該当箇所を事前に学習してくる。 2 教室では、まず「講義編」の主題のなかから1つまたは2つを選んで短時間講義し、そこに示された細目の基礎知識について、質疑応答をおこないたい。 3 14回の授業の半ばごろからは、「講義編」の主題のなかから1つに絞って、問題の理解度をたかめ、かつ自説を選択する学力をつけることを目指す。 4 またこの時期から、「研究編」に示された課題に取り組んだ成果を、教室において口頭発表し、質疑をおこないたい。 5 14回の授業のなかに予定された時間帯をつかって、いわゆる「補講」をおこなう(たとえば、人権総論の問題を含む)。		
成績評価の方法		
総点を100とすれば、このうち、 1 教場での能動的な参加のありかたについて、30をわりあてる。 授業の状況をみて、小論文テストをおこなう。 ただし、第1回授業でおこなう答案作成の結果は、成績評価の対象にしない。 2 期末試験の成果に、70をわりあてる。 成績は、5段階に分けて表記する。A・B・C・Dは合格であり、FまたはNはいずれも不合格である。		
授業計画		
第1回 人権序説 第2回 生命・自由・幸福追求権 第3回 法の下での平等 第4回 思想・良心;信教;学問 第5回 表現の自由、集会・結社の自由、通信の秘密 第6回 表現の自由の内容と限界;補講 第7回 職業選択・居住移転・財産権 第8回 人身の自由と適正手続 第9回 国務請求権と参政権;義務 第10回 生存権と教育を受ける権利 第11回 労働基本権;補講 第12回 人権:歴史と論理 第13回 人権の享有主体と限界 第14回 特別な法律関係と私人間での人権保障;補講 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 芦部信喜『憲法』(岩波書店、2002):(基礎編と呼ぶ) 浦田賢治(編)『基本的人権の基礎』(憲法学会、2007):(応用編と呼ぶ) 参考書(購入任意): 特になし。		
前提履修科目: 特になし。		

科 目	統治の基本構造 (後期)	単 位
		2
担 当	浦田 賢治	
授業内容の概要		
下記の「授業計画」に示したように、「統治の基本構造」を、14回に分けて概観する。 この講義では、「憲法総論」として論じられる問題をとりあげ、そのあと「統治機構」に関する問題に進む。この間に、授業の事前および事後に、2つの教科書を読むことが求められている。また、いくつかの「研究課題」を教室で示すので、これらについて自学自習し研究して、その成果を教室で発表することが期待されている。		
授業方法		
1 教科書(基礎編および応用編)の該当箇所を事前に学習してくる。 2 教室では、まず「講義編」の主題のなかから1つまたは2つを選んで短時間講義し、そこに示された細目の基礎知識について、質疑応答をおこないたい。 3 14回の授業の半ばごろからは、「講義編」の主題のなかから1つに絞って、問題の理解度をたかめ、かつ自説を選択する学力をつけることを目指す。 4 またこの時期からは、「研究編」に示された課題に取り組んだ成果を、教室において口頭発表し、質疑をおこなう。 5 14回の授業のなかに、すでに予定された時間帯をつかって、いわゆる「補講」をおこなう(たとえば、憲法総論を含む)。		
成績評価の方法		
総点を100%とすれば、このうち、 1 教場での能動的な参加のありかたについて、30% をわりあてる。 授業の状況をみて、小論文テストをおこなう。 ただし、第1回授業でおこなう答案作成の結果は、成績評価の対象にしない。 2 期末試験の成果に、70% をわりあてる。 成績は、5段階に分けて表記する。A・B・C・Dは合格であり、FまたはNはいずれも不合格である。		
授業計画		
第1回 統治序説 第2回 憲法と憲法学 第3回 立憲主義 第4回 日本憲法史 第5回 国民主権 第6回 平和主義 第7回 国会 第8回 内閣;補講 第9回 裁判所 第10回 財政;補講 第11回 地方自治 第12回 抵抗権・国家緊急権;違憲審査制(1) 第13回 違憲審査制(2) 第14回 憲法改正;補講 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 芦部信喜『憲法』(岩波書店、2002):(基礎編と呼ぶ) 浦田賢治(編)『統治の基本構造』(憲法学舎、2007):(応用編と呼ぶ) 参考書(購入任意): 特にない。		
前提履修科目: 特にない。		

科 目	行政法 1（行政法の基礎理論） / 公法総合 1（後期）	単 位 2
担 当	南 博方・早川 和宏	
授業内容の概要 行政法とは行政に関する法である。行政に関する法は無数の行政法規から成り立っているが、行政に関する法であることから、行政に特有な法理・法原則が支配している。行政法学の目的は、このような行政に特有な法理・法原則を発見し、認識することである。行政法の分野では、最近、急速に法整備が進み、判例の集積と学説の進展が見受けられる。授業は、行政法の基礎概念と基礎理論および確立した判例を中心に講述することにする。 授業方法 授業は、下記の授業計画に従い、南「行政法(第六版)」を使用して、講義形式で行う。 法令・制度の改廃や理論の変遷に留意し、重要な事件や判例が現れたときは、適時解説する。あらかじめレジュメおよび資料を配布する。 成績評価の方法 授業における積極的参加の程度および期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。 授業計画 第1回 行政法はどのような法か。 第2回 行政は誰が行うか。 第3回 行政はどのような作用を行うか。 第4回 行政行為とは何か。 第5回 行政行為はどのような効力をもつか。 第6回 行政立法・自治立法その他の行政作用について。 第7回 行政上の法律関係とはどのようなものか。 第8回 行政はどのような手続で行われるか。 第9回 行政情報公開と個人情報保護の仕組み 第10回 行政の実効性はどのようにして確保されるか。 第11回 行政によって受けた損失はどのようにして償われるか。 第12回 行政によって受けた損害はどのようにして償われるか。 第13回 行政型ADRとはどのような手続か。 第14回 行政事件訴訟とはどのような裁判制度か。 第15回 期末試験 参考書 小早川・宇賀・交告編「行政判例百選Ⅰ・Ⅱ(第5版)」(有斐閣 平成18年)		

科 目	行政法 2（行政救済法） / 公法総合 2（前期）	単 位 2
担 当	南 博方・早川 和宏	

授業内容の概要

行政庁の処分等をする事前の行政手続や違法・不当な処分等により国民の権利利益が侵害された場合の事後救済手続(行政型ADR・行政訴訟・国家補償など)について検討する。「公法総合1」で学習した基礎知識を基に、主として事例研究を中心として、応用的能力の涵養を図る。

授業方法

授業は、下記授業計画に従って行う。あらかじめ重要判例を指定し、報告者2～3名を指名し、①事実の概要、②判旨、③評釈(論点の把握と意見)の順に報告を求める。問題正解能力よりも、問題(論点)発見能力(行政の違法を主張する能力)の開発に努める。受講者が多数であるため困難と思われるが、できる限り多方向的授業を行いたい。

成績評価の方法

毎回の授業における積極的参加の程度と期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。

授業計画

第1回 行政手続法理・行政手続の内容

第2回 行政型ADRの意義と種類

第3回 行政不服審査

第4回 行政審判

第5回 その他の行政紛争解決手続

第6回 行政事件訴訟の意義と種類

第7回 取消訴訟(1)

第8回 取消訴訟(2)

第9回 無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟

第10回 義務付け訴訟・差止訴訟・仮の救済

第11回 当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟

第12回 損失補償制度

第13回 国家賠償訴訟(1)

第14回 国家賠償訴訟(2)

第15回 期末試験

使用教材：小早川・宇賀・交告編「行政判例百選Ⅰ・Ⅱ(第5版)」(有斐閣 平成18年)

前提履修科目：公法総合1・基本的人権の基礎・統治の基本構造を履修済みないし履修中であることが望ましい。

科 目	公法総合3 (後期)	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
普遍法としての国際的人権保障規範と、日本国憲法における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールについての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。 また、立法による行政に対するコントロールも検討する。更に、司法を含めた三権を、主権者たる国民がどのようにコントロールすべきか（憲法の保障）について理解を深めてもらえるようにしたい。 法律家が国民の権利実現について、どのように関与できるかについて裁判官を含めた法の運用者のあるべき姿についても講義する予定である。		
授業方法		
担当教員が関与した憲法・行政訴訟判例等を題材として、あらゆる行政法を遂行できる知識の修得を目標とし、参考資料などを主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深め、かつ、論文力を向上させるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは1～2回程度を予定するが、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は論文問題とし、憲法・行政法の有機的な理解の程度を評価する。		
授業計画		
第1回 財政に対する国民の監視と租税法律主義 第2回 法律の委任と委任範囲(憲法訴訟、木更津木材事件) 第3回 憲法 14 条と児童手当訴訟 第4回 法の支配の原則(行政訴訟における和解、銀行税条例事件) 第5回 司法の行政に対するコントロール(許認可訴訟) 第6回 第三者訴訟(原告適格) 第7回 司法審査と行政裁量(目黒公園事件) 第8回 当事者訴訟(国歌国旗訴訟、差止め訴訟) 第9回 義務付け訴訟 第10回 労災訴訟 第11回 福祉訴訟 第12回 情報公開と知る権利(住民訴訟) 第13回 行政訴訟と裁判を受ける権利(入管訴訟) 第14回 公務員訴訟 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。参考文献：『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕 参考書(購入任意)： 授業において、随時紹介する		
前提履修科目		
公法総合1・2を履修済みであることが望ましい。		

科 目	民法1（総則）（前期）	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	
授業内容の概要		
民法第1編・総則（1条～174条の2）の解釈論を、主として判例・通説に従って説明する。多くの授業でまず話を聞く民法序説の部分は、基本的に田中教授の民事法総合1に譲る。なお、法人（33条以下）は大改正があったが、大多数の教科書は少なくとも今年度刊行分においては元のままなので、私も最小限の改正点を配布資料で補う。		
授業方法		
入学者はベテラン既修者からほとんど法律知識のない未修者まで様々なレベルの人がいるが、本学は、未修者に焦点を合わせて授業する。したがって、いきなり高度な内容の話はできないし、また、14回だけでは全部に言及することも不可能である。重点的に項目を採り上げる以外には方法がない。ところが、民法総則にも知識として省略できない問題が多いので、受講者の時間をかけた自学自習が強く要請されざるをえない。		
成績評価の仕方		
期末の筆記試験。途中の小テストと中間試験は、時間がたりないため、行わない。 基本用語を正しく理解することが法律学学習の出発点だから、最初に学ぶ民法総則は、1年次後期の民法2とは試験方法を変えて、短答式（語句入れ、○×など）を多くし、簡単な（3～4行で書く）定義や説明も2～3題は出す。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 総則全体の概観、教科書・参考書の紹介		
第2回 民法上の権利とその主体および客体		
第3回 行為能力		
第4回 法律行為（1）総説、強行法規違反、公序良俗違反、虚偽表示、詐欺など		
第5回 同上		
第6回 法律行為（2）無効、取消し、条件、期限		
第7回 同上		
第8回 代理（1）序説、代理権、代理人、代理行為、代理効果、復代理		
第9回 代理（2）序説、表見代理、無権代理		
第10回 時効（1）期間、時効序説、消滅時効、取得時効		
第11回 時効（2）中断・停止、援用・放棄、除斥期間、失効		
第12回 時効（3）主要判例		
第13回 法人		
第14回 一般条項とそれらの判例		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）	椿『民法総則（新しい版）』（有斐閣—4～5月刊）、椿ほか『財産法基本判例』（有斐閣）	
参考書（購入任意）	内田『民法1（第3版）』（東大出版会）、 川井健『民法概論1民法総則（第3版）』（有斐閣）、 椿ほか『新民法概説1（第4版）』（有斐閣）	
配布資料	昭和44年以前の最高裁・大審院の重要判例（椿の旧編著たとえば『民法判例1』（有斐閣）から——古い判例も学習上必要である）	

科 目	民法２（債権法総論）（後期）	単 位 2
担 当	椿 寿夫	
授業内容の概要 民法第３編・債権の第１章・総則（民法３９９条～５２０条）の解釈論を、主として判例・通説に従って説明する。この中には規定のない債務引受・契約引受も含まれる。弁済者代位（４９９条～５０４条）は、２年前期の民法６（担保物権法）で取り扱うほうが理解しやすいので、そちらに譲る。具体的な内容は下記「授業計画」を参照。 授業方法 本学では、いわゆる既修・未修のクラス別をせず、かつ、後者を基準に授業を実施している。また、授業回数も１科目１００分１４回しかない（公式には全国ほぼ同じ）。これでは高度の法知識を満遍なく提供することはできないので、民法２も話す内容は適宜ピックアップするしかない。省略する部分は各自の自習に期待する。 成績評価の仕方 期末の筆記試験。論述６０点と短答４０点。中間の小試験は時間が足りないので実施しない。成績評価は、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・ＦまたはＮの５段階とする。 授業計画 進め方の順序は私の法セミ連載により（かつこ内は掲載号、TKC掲示予定）、内容は下記の内田『民法Ⅲ』からピックアップする。 第１回 債権総論の序説（５７６号） 第２回 給付の種類・態様と債権の目的（５７７号） 第３回 弁済その他債権の消滅（５７８号～５８０号） 第４回 同上 第５回 債権の効力（５８１号・５８２号） 第６回 同上 第７回 債務不履行（５８４号～５８７号） 第８回 同上 第９回 債権者代位権と詐害行為取消権（５８８号～５９２号） 第１０回 同上 第１１回 多数当事者の債権・債務（５９２号～６０１号） 第１２回 同上 第１３回 同上および債権譲渡・債務引受（６０２号～６０４号） 第１４回 債権譲渡ほか 第１５回 期末試験 使用教材 教科書（購入必須） 内田『民法Ⅲ（第３版）』（東大出版会）、椿ほか『財産法基本判例』（有斐閣） 参考書（購入任意） 近江『債権総論（第３版）』（成文堂）、椿ほか『新民法概説（２）（第３版）』（有斐閣） 配布資料 椿『First lessons in 債権総論』法学セミナー５７６号以下 前提履修科目 民法１・４（いずれも前期必修科目であり、履修済みの箇所は再説しない）を履修済みなし履修中であることが望ましい。		

科 目	民法3（契約法）（後期）	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要		
民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。 我々は日常生活するに際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約行為である。 このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。なお、近時は民法の教科書でも、裁判規範(民事裁判型要件事実)の観点から記述されたものが増えているが(参考書に掲げたものはその代表例)、過度に意識すぎると、実体法としての民法の理解が不正確になる危険すらある。したがって、この授業では、全体の9割はあくまで実体法の基礎部分の理解に重点を置き、残りの1割程度を、裁判規範としての民法(その入口部分は、民事法総合1の田中担当部分で手ほどきがなされる)に充てることとする。		
授業方法		
民法典の体系に沿って行う講義形式の授業とするが、適宜、設問や判例等について説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 契約の意義と種類および契約の成立 第2回 契約の効力と契約の終了 第3回 贈与と売買(1) 第4回 売買(2) 第5回 売買(3) 第6回 消費貸借 第7回 使用貸借と賃貸借(1) 第8回 賃貸借(2) 第9回 賃貸借(3) 第10回 賃貸借(4) 第11回 雇用 第12回 請負 第13回 委任・寄託 第14回 組合 第15回 定期試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ(第2版)』東京大学出版会、その他TKCシステム等で教材を随時配布する。 参考書(購入任意)： 山本敬三『民法講義Ⅳ1契約』有斐閣、潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ』新世社		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 民事法系

科 目	民法4（不法行為法）（前期）	単 位 2
担 当	牛山 積	
授業内容の概要		
人は、生活の中で、事故や予期しない出来事によって損失を受けたり利益を得たりして財産関係に影響を受けることがある。その場合に備えて、民法は、契約によらない特別な債権関係を発生させる制度を規定している。(1)ある者が他人の財産についてその利益を守るために義務なくしてその財産の管理を始めた場合に債権を発生させる「事務管理」、(2)財産上の不当な損失を受けた者が存在し、(a)その損失によって他方に不当に利得をしている者がいる場合に債権を発生させる「不当利得」、(b)その損失が違法な原因に基づく場合に債権を発生させる「不法行為」、の3種類である。本講では、学習効果の観点から、不法行為、事務管理、不当利得の順に取り上げる。債務不履行の効果としての損害賠償請求権も不法行為と対比させて本講で扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する判例文献・資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 オリエンテーション／不法行為1 不法行為法の枠組み 第2回 不法行為2 過失論 第3回 不法行為3 権利侵害と違法性 第4回 不法行為4 因果関係論 第5回 不法行為5 不法行為の効果① 第6回 不法行為6 不法行為の効果② 第7回 不法行為7 差止請求権 第8回 不法行為8 損害賠償請求権行使の期間制限 第9回 不法行為9 使用者責任・公務員の不法行為と賠償責任(付 自賠法) 第10回 不法行為10 土地工作物責任と営造物責任 第11回 不法行為11 製造物責任 第12回 不法行為12 複数人による不法行為 第13回 事務管理 第14回 不当利得 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ・債権各論(第2版)』東京大学出版会 吉村良一『不法行為法(第3版)』有斐閣 参考書(購入任意)： 星野英一・ほか編『民法判例百選 債権[第5版 新法対応補正版]』別冊ジュリスト、有斐閣 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為(第3版)』有斐閣 前田達明『民法Ⅵ2(不法行為法)』青林書院、森島昭夫『不法行為法講義』有斐閣 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』弘文堂、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』有斐閣 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為』青林書院、潮見佳男『不法行為法』信山社 加藤雅(司)『新民法体系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為(第2版)』有斐閣 広中俊雄『債権各論講義(第6版)』有斐閣 山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座全6巻』日本評論社 遠藤浩編『基本法コンメンタール・債権各論Ⅱ(第4版新条文対照補訂版)』日本評論社 篠塚昭次＝前田達明編『新・判例コンメンタール第1巻～第9巻』三省堂		
前提履修科目		
なし		

科 目	民法5（物権法・相続法）（前期）	単 位
		2
担 当	吉井 啓子	
授業内容の概要		
本講義は、民法典第2編物権のうち担保物権を除く物権法の部分（175～294条）と第5編相続（882～1044条）を対象とする。いずれも条文が多いので、細かい規定やあまり重要でないと思われる事項の説明は省略し（それらの事項については予習レジュメ等で補う）、重要な事項についての説明に多くの時間を割きたい。		
授業方法		
講義形式の授業とするが、できるだけ多くの受講者に発言を求めたいと思っている。担当者の質問に対し的確な回答ができるよう、予習レジュメに基づいて、十分な予習をしてもらうことが求められる。予習レジュメについては、逐次TKCにアップロードしていく。なお、小テストの実施に伴い、下記の授業計画に多少変更があることが予想される。変更がある場合には、講義やTKCを通じて連絡する。		
成績評価の方法		
期末試験の結果に、授業時に行う小テスト（2回）と中間レポート（1回）の結果や、講義中指名された際に的確な回答をしたかどうかを加味して評価する。配点は、<u>期末試験 60点、小テスト 20点（10点×2）、中間レポート 10点、講義時における発言 10点</u>。小テスト・レポートは、添削して実施2週間後に返却する予定である（原本を手元に残しておきたいので、コピーを返却する）。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 物権総論（1）：物権の意義と法的性質 第2回 物権総論（2）：物権的請求権 第3回 物権総論（3）：物権変動①意思主義・対抗要件主義、不動産登記 第4回 物権総論（4）：物権変動②177条の適用範囲、取消し・解除と登記 第5回 物権総論（5）：物権変動③取得時効と登記 第6回 相続法の全体像：「相続と登記」の問題を理解するために 第7回 物権総論（6）：物権変動④相続と登記 第8回 物権総論（7）：物権変動⑤177条の第三者 第9回 物権総論（8）：物権変動⑥動産物権変動その1 第10回 物権総論（9）：物権変動⑦動産物権変動その2 第11回 占有権（占有権の相続についてこの回で扱う） 第12回 所有権、用益物権 第13回 共有、区分所有（遺産共有についてこの回で扱う） 第14回 相続法の諸問題：相続回復請求権など 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論〔第3版〕』（東京大学出版会、2005） 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続〔補訂版〕』（東京大学出版会、2004） 参考書（購入任意）： 星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権〔第5版 新法対応補正版〕』（有斐閣、2005） 久喜忠彦・米倉明・水野紀子編『家族法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2002） 参考文献リストは、第1回授業までにTKCにアップロードするので参考にされたい。		
前提履修科目		
民法1・2・3・4を履修済みであることが望ましい。		

科 目	民法6（担保法 / 担保物権法）（前期）	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要 抵当権を中心とする民法典の担保物権（295条～398条の22）と、譲渡担保を中心とする非典型担保、民法2（債権法総論）で除外した保証（民法466条～）および弁済者代位（同499条～504条）を対象とする。なお、担保法の理解を助けるために、周辺の法領域（民事執行法、破産法等）にも若干論及する。 授業方法 講義形式の授業とするが、適宜、設問や判例等について説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。なお、指定した教科書の該当部分や事前配付の資料等は、読んだ上で授業に臨んでいることを前提とする。ケースの検討やレポート、小テストを行い、その実施をもって当該箇所を終了することもある。反面、過年度の分野でも、担保法学修の前提として必要であるが、やや手薄になっていると思われる箇所は、時間を取って検討する。 成績評価の方法 毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。 授業計画 第01回 担保法の全体像（債権者平等の原則と担保制度、担保制度の概観、他の法領域との関係） 第02回 人的担保（保証—多数当事者の債権関係） 第03回 抵当権1（抵当権の機能、設定から実行そして後処理） 第04回 抵当権2（被担保債権、抵当権の及ぶ客体） 第05回 抵当権3（物上代位、担保不動産収益執行） 第06回 抵当権4（抵当権と利用権との調和、抵当権侵害） 第07回 抵当権5（抵当権の処分と消滅、共同抵当、弁済者代位） 第08回 抵当権6（根抵当権） 第09回 質権・留置権（制度の概要、機能） 第10回 先取特権（制度の概要、物上代位との関係） 第11回 非典型担保1（概説、譲渡担保1—法律構成、対内的効力） 第12回 非典型担保2（譲渡担保2—対外的効力、集合資産（動産・債権）譲渡担保） 第13回 非典型担保3（仮登記担保、所有権留保、担保として機能する他の法手段） 第14回 総合（まとめ・調整） 第15回 期末試験 なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項（教科書の該当箇所や採り上げる判例等）については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。 使用教材 教科書（購入必須）：内田貴『民法Ⅲ（第3版）』（東京大学出版会）、椿ほか「財産法基本判例」（有斐閣） 参考書（購入任意）：近江「民法講義Ⅲ（第2版）」（成文堂）、瀬川ほか『民法判例集担保物権債権総論』（有斐閣） 椿ほか「条文にない民法」「類推適用からみる民法」（いずれも日本評論社）		

法律基本科目

民事法系

科 目	民事法総合1 / 商事法入門 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏・前田 修志	
授業内容の概要		
民事法総合1(旧カリキュラム対応科目:商事法入門)は、民法・商法をはじめとする民事法系科目の学修における導入講座である。民法・商法の基本的テーマを題材に基礎知識を修得し、確認することを目的とする。 講義は前半7回が民法分野(担当:田中)、後半7回が商法分野(担当:前田)で構成される。前半7回は、商事法的前提となる民法についての基礎知識、学修方法、思考方法の修得・確認を行う。レベルはあくまで本学においてはじめて法律科目(民法)を履修する学生を対象とする水準におくが、判例の読み方や理論構成方法などは、相応に勉強した経験のある学生にも糧となるものとする。単に民法全体を早回ししたり、指定した教科書をなぞったりするのではなく、他の法律基本科目(同時進行する民法1や民法4)の学修に役立つような基礎的な考え方や知識部分に重点を置いて講義する。後半7回は商法総則を題材として、「商法とはどのような法律で、その解釈においてどのような視点が重要であるのか」、という基本テーマを中心に、事案分析力の養成にもウェイトをおいた講義とする。		
授業方法		
前半7回のうち6回は、民法全体を学修するための「約束事」や「基礎知識」を修得してもらう講座であるから、講義形式が中心となるが、適宜、学修の成果を確認するためにレスポンス(発言、書面等)を求めることもある。最後の1回は、テイクホームもしくは教室での起案演習を行う予定である。後半7回は各回のテーマを題材としたオリジナルの設例式問題を材料に、基本概念・関連知識の講義と質疑・討論を組み合わせで行う。		
成績評価の方法		
期末の筆記試験を中心として、A・B・C・D・F(N)の5段階によって成績評価を行う。		
授業計画		
第1回 民事法の対象領域と思考方法 第2回 意思による権利義務発生等のメカニズム 第3回 意思によらざる権利義務発生等のメカニズム 第4回 債権法のルール 第5回 物権法のルール 第6回 裁判規範としての民法―要件事実論入門― 第7回 法的思考の起案方法―法文書作成入門― 第8回 商法の特徴 第9回 商人と商行為 第10回 商号制度・名板貸 第11回 商業使用人 第12回 営業譲渡 第13回 商取引の安全と商法規制―表見責任・商業登記制度 第14回 会社法概論―株式会社の特性と会社法 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): [民]池田『スタートライン民法総論』(日本評論社)。 参考書(購入任意): [商]平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章:『商法総則・商行為・手形小切手法概論』 青林書院 平成19年(予定) [商]近藤光男:『商法総則・商行為法』[第5版] 有斐閣 平成18年		
前提履修科目		
特になし		

法律基本科目 民事法

科 目	会社法 1（後期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
株式会社は現代経済の中心主体である。平成17年改正により新たに「会社法」が制定され、株式会社に 関する法規制のあり方も姿を変えているが、その本質部分については変わらない部分も多い。 本講義では、「会社法」の株式会社に関する規制のうち、経営に関与する「機関」の役割について、規制 態様、法解釈を中心にとりあげる。ただし、単なる法解釈にとどまらず、日々変化する経済情勢に対応するこ とを要求されている会社(株式会社)の実状にも配慮するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用 面における問題点についても併せて検討する。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することによ り、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心としながら、若干の解説も交え、テーマに 対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時にリアクションペーパーを要求するこ ともある。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。 （なお、成績評価の方法については、小テスト・平常点を加味することを検討中である）		
授業計画		
第 1 回 株主総会（1）：株主総会の招集手続		
第 2 回 株主総会（2）：議決権行使・決議の効力		
第 3 回 株主総会（3）：株主提案権・説明義務、書面投票		
第 4 回 株主総会（4）：資本多数決・経営機関の選解任		
第 5 回 取締役・取締役会（1）：取締役会の議事運営		
第 6 回 取締役・取締役会（2）：会社の業務執行・代表		
第 7 回 取締役・取締役会（3）：取締役の一般的義務		
第 8 回 取締役・取締役会（4）：利益相反取引規制・報酬規制		
第 9 回 役員等の責任（1）：役員等の会社に対する責任		
第 1 0 回 役員等の責任（2）：役員等の責任追及手段と株主代表訴訟		
第 1 1 回 役員等の責任（3）：役員等の第三者に対する責任		
第 1 2 回 株式会社の経営に関する監視・監督―監査役・監査委員会		
第 1 3 回 株式会社の設立手続		
第 1 4 回 株式会社における設立関係者の責任と設立無効		
第 1 5 回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文 献・関連資料を提示する。		
参考書(購入任意) 改訂版が出ている場合には最新版を購入すること		
江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣 平成 18 年		
神田秀樹『会社法[第 8 版]』弘文堂 平成 18 年		
弥永眞生『リーガルマインド会社法[第 10 版]』有斐閣 平成 18 年		
平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章『会社法概論』青林書院 平成 18 年		
前提履修科目		
民事法総合1を履修済みであることが望ましい。		

法律基本科目 民事法

科 目	会社法 2（前期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。特に株式制度に関わる諸問題の検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス（資金調達）の側面でもとらえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス（支配）に関わる問題点も多い。その点において、会社法1の復習も兼ねたいと思う。基本的な知識は各自の予習に委ね、講義では事例問題を軸として重要事項の確認及び紛争解決能力の養成を目指したい。また実務で重要な会計規制や企業結合（合併）に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。		
授業方法		
あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する簡単な解説を交えつつ、討論を中心とする。おおよそ前半は講義形式による重要な問題点の指摘・解説、後半は事例の解決にウェイトを置いた質疑応答・討論を軸とする。		
成績評価の方法		
期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F（N）の5段階評価する。ただし、著しく授業への参加の態様が悪い者（過度の遅刻・授業妨害など）については、成績評価において減点対象とする。 （なお、成績評価の方法については、小テスト・平常点を加味することを検討中である）		
授業計画		
第1回 株式制度の基礎 ～株式の意義、株主の権利、株主平等原則 第2回 種類株式 第3回 株式の流通性とその制限 ～譲渡の方式（株券制度含む）、譲渡制限株式の取扱い 第4回 募集株式の発行（1） ～手続上の問題点、自己株式取得規制 第5回 募集株式の発行（2） ～既存株主による差止・無効・損害賠償 第6回 株式単位の変動と株主の権利 ～併合・分割・無償割当て・単元株 第7回 社債・新株予約権 第8回 組織再編（1） ～組織再編規制の概要・合併規制 第9回 組織再編（2） ～会社分割と営業譲渡 第10回 組織再編（3） ～親子会社をめぐる諸問題 第11回 会社の計算（1） ～計算書類等の作成手続・会計監査 第12回 会社の計算（2） ～剰余金の配当規制 第13回 株式会社の消滅とリストラクチャリング 第14回 株式会社法総合 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 江頭憲治郎：『株式会社法』 有斐閣 平成 18 年 参考書（購入任意）： 注：いずれも最新版を用意すること 神田秀樹：『会社法』（第8版） 弘文堂 平成 18 年 弥永真生：『リーガルマインド会社法』（第 10 版） 有斐閣 平成 18 年 平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章：『会社法概論』 青林書院 平成 18 年		
前提履修科目		
会社法1を履修済であることが望ましい。		

法律基本科目 民事法

科 目	商取引・有価証券（後期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
主として商取引法と有価証券法を取り上げる。 前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、F (N) の5段階とする。（なお、成績評価の方法については、小テスト・平常点を加味することを検討中である）		
授業計画		
第1回 商事売買Ⅰ－商事売買の特則		
第2回 商事売買Ⅱ－問屋営業・消費者取引		
第3回 仲立人と代理商		
第4回 運送営業		
第5回 倉庫営業		
第6回 商行為の通則Ⅰ		
第7回 商行為の通則Ⅱ		
第8回 手形行為概論・手形の成立		
第9回 手形の偽造・無権代理		
第10回 手形の変造・白地手形		
第11回 手形の裏書と善意取得		
第12回 手形抗弁の制限		
第13回 手形の支払・遡求・手形の消滅・利得償還請求権		
第14回 手形法総合－手形の流通保護制度		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。		
参考書(購入任意)		
江頭憲治郎『商取引法』〔第3版〕弘文堂 平成14年		
近藤光男『商法総則・商行為法』〔第5版〕有斐閣 平成18年		
川村正幸『手形・小切手法』〔第3版〕新世社 平成17年		
平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章『商法総則・商行為・手形小切手法概論』青林書院 平成19年(予定)		
【その他、初回講義時に各種文献を紹介する】		
前提履修科目		
特になし		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法 1（前期）	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
授業内容の概要		
教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「民事法総合2(旧・証拠と事実認定)」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。		
授業方法		
講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。		
成績評価の方法		
論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。成績評価は、A・B・C・D・F または N の5段階とする。		
授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。		
第1回 民事訴訟制度の全体像		
第2回 各種の民事司法手続		
第3回 訴え提起と送達		
第4回 裁判所の管轄と移送		
第5回 訴訟要件審理と本案審理		
第6回 請求の特定		
第7回 「訴訟物」論争		
第8回 判決の成立と効力		
第9回 既判力の客体的(客観的)範囲		
第10回 既判力の基準時と遮断効		
第11回 既判力の主体的(主観的)範囲		
第12回 訴訟当事者・訴訟手続の代理人		
第13回 訴えの中身を重ねたり、途中で変更できるか		
第14回 裁判と法律要件事実		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥4,000 ISBN:4946406972)		
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥3,500 ISBN:4946406735)		
参考書(購入任意)： 司法研修所監修『4訂 民事訴訟第一審手続の解説—事件記録に基づいて—』		
(法曹会・本体価格¥1,500)		
前提履修科目		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法 2（後期）	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
授業内容の概要		
教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「民事法総合2(旧・証拠と事実認定)」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。		
授業方法		
講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。		
成績評価の方法		
論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。成績評価は、A・B・C・D・F または N の5段階とする。		
授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。		
第1回 口頭弁論		
第2回 証拠と証明責任		
第3回 弁論主義		
第4回 処分権主義		
第5回 争点整理手続		
第6回 判決によらない訴訟の終了		
第7回 上訴1(控訴審の手続)		
第8回 上訴2(上告審の手続・抗告)・再審訴訟		
第9回 共同訴訟の審理		
第10回 訴訟参加1(補助参加・共同訴訟的補助参加)		
第11回 訴訟参加2(独立当事者参加)		
第12回 訴訟手続の中断・受継		
第13回 訴訟承継		
第14回 特別の手続形態(手形小切手訴訟・簡易裁判所の特則・督促手続)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥4,000 ISBN:4946406972)		
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥3,500 ISBN:4946406735)		
参考書(購入任意)： 司法研修所監修『4訂 民事訴訟第一審手続の解説―事件記録に基づいて―』		
(法曹会・本体価格¥1,500)		
前提履修科目 民事訴訟法1を履修済みないし履修中であることが望ましい。		

科 目	証拠と事実認定 (前期)	単 位 2
担 当	森本 宏一郎	
授業内容の概要		
民事訴訟での証拠調手続への理解を, できるだけ実際の訴訟に即して, ケースや設例を素材として使用しながら実体法などとの関連や実務での問題などをも視野に入れ, 教師と学生との間の対論のなかから深化させる。このように, 設例・ケースなどを中心とした双方向での授業を行うことで, 単なる知識や抽象的な概念の集積に終わることのない, 「実務との架橋」との要請にも十分応えうる, 生きた手続法についての理解と柔軟な思考力との涵養をはかる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムに, 毎回のテーマに関する講義要旨・参考資料などを事前に掲載することで当日のテーマについては学生が十分, 検討・予習済みであることを前提として, 授業当日は設例などを中心に質疑・討論もおこない当該テーマに関する理解を深めるように進める。		
成績評価の方法		
期末試験と課題レポートの総合で評価する。成績評価は, A, B, C, D, FまたはNの5段階の相対評価とする。		
第1回 「証明」—はじめに		
第2回 証拠調手続における「弁論主義」の意義・機能		
第3回 裁判上の「自白」(弁論主義の第2テーマ)		
第4回 要件事実(主要事実)と主張・証明責任の所在—その1		
第5回 同上—その2		
第6回 同上 - その3(「証明責任」論を補完する理論)		
第7回 「公開主義」・「直接主義」について		
第8回 証拠の収集		
第9回 証拠調手続総論		
第10回 書証(除く。文書提出命令)		
第11回 文書提出命令—その1		
第12回 文書提出命令—その2		
第13回 鑑定, 検証		
第14回 証人尋問, 当事者尋問		
第15回 期末試験		
使用教材		
TKC 上に事前に掲載。		
教科書		
民事訴訟法全般の「体系書」は, 特段の指定はしないが, これからの購入を予定している者は, ここ数年の改正への対応にも配慮されたい(比較的無難な体系書としては, 伊藤眞「民事訴訟法」, 中野貞一郎外編「新民事訴訟法講義」—有斐閣—などがあるが, いずれの体系書も著者(編者)独自の考えに基づく部分があるので, 常にその説の当否を考えながら参照されたい)。		
参考書(購入任意)		
※『基本法コンメンタール 新民事訴訟法1・2・3』(日本評論社。但し, 近年の改正には対応していない) ※伊藤滋夫「要件事実・事実認定入門」—有斐閣, 司法研修所編「紛争類型別の要件事実」—法曹会(いずれも, 必読書というわけではない)。 ※『民事訴訟法判例百選第3版』(別冊ジュリスト169号), 「[判例から学ぶ]民事事実認定」(ジュリスト増刊)。		
前提履修科目		
民事訴訟法1・2, 民法1・2・3・4を履修済みないし履修中であることが望ましい。		

科 目	民事執行・民事保全（後期）	単 位
		2
担 当	深山 雅也	
授業内容の概要		
技術的要素が濃くかつ民法をはじめとする実体諸法や民事訴訟法などの手続法に対する理解をその前提として不可欠とする民事執行及び民事保全に対する学習は、ややもすると単なる法文の暗記や抽象的な概念的知識の集積に終始し、社会の中で私権の実現過程として機能しているシステムという視点からの理解に欠ける結果となりやすい。そこで、執行の現場で生起している具体的なケースを想定しながら、理論面や実務面の問題点とともに、社会・経済的な背景をも視野に入れつつ、教師と学生とがともに考え議論しながら学習を進めていくこととする。このように、ケースを中心とする双方向授業を進めることで、理論と実務との架橋の要請にも十分応え得るよう努めながら、民事執行手続及び民事保全手続の構造やその機能に対する理解を深める。		
授業方法		
予習として教科書の一定の範囲を精読したうえで毎回のテーマに関する設例・設問の検討を行って授業に臨むことを前提とし、授業当日は、テーマに関する設例・設問をめぐる質疑討論を通じて、当該テーマに関する理解を深めるよう努める。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と発言内容を加味しつつ、期末試験の結果によって評価する。成績は、A・B・C・D・F または N(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 民事執行の基本構造(執行の種類・態様、主体、不服申立) 第2回 強制執行手続の総論(強制執行の要件、執行の対象、執行関係訴訟、手続進行) 第3回 金銭執行—不動産執行(差押・物件調査・評価・入札・配当) 第4回 金銭執行—不動産執行(保全処分・取消) 第5回 金銭執行—動産執行(差押・換価・配当) 第6回 金銭執行—債権執行(差押・換価・配当) 第7回 非金銭執行—明渡執行・引渡執行 第8回 非金銭執行等—代替執行・間接執行・意思表示の強制執行・財産開示手続 第9回 担保権実行—担保不動産競売 第10回 担保権実行—担保不動産収益執行 第11回 担保権実行—担保動産競売・債権執行・形式競売 第12回 民事保全—保全命令・保全執行(仮差押) 第13回 民事保全—保全命令・保全執行(仮処分) 第14回 民事保全—不服申立(保全異議・保全取消・保全抗告) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):『民事執行・保全法』第2版(有斐閣アルマ、上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦[著]) 参考書(購入任意):『民事執行・保全判例百選』(有斐閣、別冊ジュリスト177号)		
前提履修科目		
民事訴訟法1・2、民法1～6、商事法入門、会社法1・2を履修済みないし履修中であることが望ましい。		

科 目	刑事法入門（前期）	単 位
		2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
刑事法全般（刑法、刑事訴訟法、刑事事実認定）について、具体的な事例を主な題材とすることによって、刑事法への興味や関心を持ちながら学習を進め、理解を深めていく。実際の事件（判例）を基に、どのような事実関係の下でどのようなことが法律上問題となりうるのかを考えながら学習すると共に、具体的な書式例を適宜紹介する等して、具体的・実践的な刑事法の理解を目指す。個々の要件（概念）と証明（事実認定）の関連性をも意識する。また、自分で理解し考えたことを文章で適切に表現することについての多少の指導を行う予定である。従って、学説や抽象的な概念の説明は最小限に止め（刑事法の思考に慣れてもらうために、ある程度は言及する。条文は重視する）、また、全ての論点を網羅的に取り上げるものでもない。体系的のある本格的な内容は、この授業の後（1年次後期以降）に開講される刑法や刑事訴訟法の授業で取り扱われる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。また、使用教材（教科書）の該当部分の十分な理解（特に、復習段階）が期待される。 毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び使用教材（教科書）に沿って講義と若干の質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。		
成績評価の方法		
学期中に課されるレポート（2回を予定）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 刑事手続の流れ、当事者の役割、刑事法において議論されること 第2回 刑法の大枠、刑法で議論される内容とその意義 第3回 不作為犯、因果関係論 第4回 被害者の同意 第5回 故意と事実認識 第6回 共犯をめぐる基本問題 第7回 名誉毀損罪 第8回 財産犯（1）（窃盗罪と強盗罪を中心に） 第9回 財産犯（2）（詐欺罪と恐喝罪を中心に） 第10回 社会的法益・国家的法益に対する罪 第11回 犯罪捜査についての基本問題 第12回 起訴と訴因についての基本問題 第13回 証拠法の基本（考え方） 第14回 刑事事実認定の基本（考え方） 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 井田良 他 著『よくわかる刑法』（ミネルヴァ書房）（平成18年） 安富潔 著『やさしい刑事訴訟法〔第五版〕』（法学書院）（平成17年） 石井一正 著『刑事事実認定入門』（判例タイムズ社）（平成17年） 参考書（購入推奨）： 前田雅英 著『最新重要判例250〔刑法〕第6版』（弘文堂）（平成19年） 井上正仁 編『刑事訴訟法判例百選〔第八版〕』（有斐閣）（平成17年）		
前提履修科目		
特になし		

科 目	刑法1（総論）（後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也・中島 広樹	
授業内容の概要		
刑罰法規の一般原則、国家刑罰権の限界、犯罪概念などの解釈論的問題を対象とするのが、刑法1である。そこで、授業では、刑法に関する基本的原理・概念及び学問的課題・現代的課題を網羅的にとりあげて進める。とくに、わが国の現在の刑法学は、ドイツの目的的行为論を理論的基準とする人的違法論の影響下で、行為無価値と結果無価値の論争状況が刑法学の隅々にまで及んでいる。犯罪を犯す意思である故意の概念、錯誤論、不作為犯の作為義務の根拠、正当防衛状況と正当防衛権の限界、共犯論、未遂論等々で、それぞれ新しい論点が展開されている。かかる刑法学の新しい理論状況を正確に理解できるように、具体的事例や判例等をあげて、以下のような順序で講義する。（なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること）		
授業方法		
TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑応答も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 刑法の基礎 第2回 罪刑法定主義 第3回 因果関係 第4回 不真正不作為犯 第5回 実質的違法性阻却 第6回 正当防衛と緊急避難 第7回 責任能力と原因において自由な行為 第8回 故意と錯誤Ⅰ 第9回 故意と錯誤Ⅱ 第10回 過失犯 第11回 未遂犯 第12回 共犯Ⅰ 第13回 共犯Ⅱ 第14回 罪数 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 曾根威彦『刑法総論(第3版)』[2000 弘文堂]、阿部純二『刑法総論』[1997 日本評論社] 参考書(購入任意)：『刑法判例百選Ⅰ(総論)』[2003 有斐閣]		
前提履修科目		
なし		

科 目	刑事訴訟法 1 （後期）	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要		
刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査手続に関する諸問題に検討を加えることとします。現行法の解釈・運用はもとより、刑事司法改革・組織犯罪対策・被害者保護など、立法のあり方と関連するテーマについても可能な限り時間をとりたいと思います。 なお、以下は予定であり、実際の具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。		
授業方法		
テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義形式を中心とし、演習・対話形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。		
成績評価の方法		
期末試験によって評価するのを原則としますが、講義における質疑の程度や是非、レポート、中間試験などを加味することがあります。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 開講の初めに、逮捕・勾留(1)―逮捕・勾留の手続・原則 第2回 逮捕・勾留(2)―別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など 第3回 搜索差押え(1)―令状による搜索差押え 第4回 搜索差押え(2)―令状によらない搜索差押え、令状主義 第5回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復・復習などを予定) 第6回 捜査一般・任意捜査総論―任意捜査と強制捜査、強制処分法定主義 第7回 任意捜査各論―任意同行・任意取調べ、おとり捜査など 第8回 特殊な捜査―写真撮影、通信傍受・盗聴 第9回 捜査の端緒―職務質問関連問題、告訴・告発、事前捜査 第10回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復・復習などを予定) 第11回 被疑者の取調べ・捜査構造論―任意取調べ、身体拘束中の取調べ、捜査構造論 第12回 被疑者弁護(1)―黙秘権 第13回 被疑者弁護(2)―弁護人選任権・接見交通権 第14回 捜査手続と被害者―被害者と刑事手続、捜査段階での被害者 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 各自の好みに従って、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は、基本的に前者に依拠します。 参考書(購入任意)： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで指示します。		
前提履修科目 特になし		

科 目	刑事訴訟法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要		
刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。 具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。 公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分も多く、とっつきにくい面もあるかと思いますが、できる限り解きほぐしてゆきたいと思います。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。		
授業方法		
刑訴1を参照してください。		
成績評価の方法		
刑訴1を参照してください。		
授業計画		
第1回 公訴の提起(1)―基本原則、公訴の統制、公訴提起の方式 第2回 公訴の提起(2)―訴訟対象・訴因 第3回 公判手続(1)―公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加 第4回 公判手続(2)―公判準備、公判手続、証拠開示 第5回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復、復習などを予定) 第6回 証拠法総論―厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定 第7回 自白(1)―自白法則・補強法則 第8回 自白(2)―同上、自白の信用性 第9回 伝聞法則(1)―総論、321 条関係(検面調書、捜査書類) 第10回 伝聞法則(2)―322 条以下 第11回 排除法則―違法収集証拠排除法則 第12回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復、復習などを予定) 第13回 裁判―裁判の種類、裁判の効力 第14回 誤判救済―上訴・再審 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。 参考書(購入任意)： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。		
前提履修科目		
特になし。但し、刑法及び刑訴1の知識があることは。当然予定されています。		

科 目	刑事法総合（後期）	単 位
		2
担 当	中島 広樹	
授業内容の概要 刑法総論と各論および刑事訴訟法の基本的知識を習得したことを前提として、刑法総論・各論の問題が融合した事例を素材にして、刑事法とりわけ刑法の総合的理解を深めてゆく。共犯の検討を重要視するとともに、必要な範囲で手続法上の問題を扱う予定である。刑法の基本的知識や考え方を具体的事例の解決に向けて活用しうるステップへ進んでもらうことをめざす。なお、授業内容等については変更があるので注意すること。 授業方法 TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料等を事前に告知する。授業当日は質疑討論に重点を置いて、当該テーマに対する理解を深める。 成績評価の方法 毎回の授業における能動的参加の程度を参考にしつつ、主として期末試験によって評価する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階評価。 授業計画 第1回 殺人罪事例 第2回 傷害罪事例 第3回 傷害致死罪事例 第4回 業務上過失致死傷罪事例 第5回 凶器準備集合罪事例 第6回 強姦罪事例 第7回 窃盗罪事例 第8回 強盗・恐喝事例 第9回 強盗致死傷罪事例 第10回 事後強盗罪事例 第11回 放火罪事例 第12回 賭博罪事例 第13回 偽証罪事例 第14回 賄賂罪事例 第15回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須)：講義に際して指示する。 参考書(購入任意)：なし 前提履修科目 刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2を履修済みなし履修中であることが望ましい。		